

各市町村  
東三河広域連合  
高齢者福祉担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長  
( 公 印 省 略 )

愛知県介護施設等整備事業費補助金を活用した介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業の取扱いについて（通知）

日頃から、本県の介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、先の会計検査院の検査における指摘を受け、別添のとおり厚生労働省老健局高齢者支援課から、地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）を活用した「簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業」の取扱いについて周知徹底をお願いする旨の事務連絡がありました。

つきましては、当該基金を活用して実施する愛知県介護施設等整備事業費補助金についても同様の取扱いとなりますので、下記の点について御承知いただきますとともに事業を実施する予定の介護事業者に対しては、別添事業者向け資料を示すなどして周知の上、適切に補助金を交付していただきますようお願いいたします。

記

1 簡易陰圧装置の設置について

当メニューは、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクを低減するには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を補助の対象としているものである。したがって、陰圧装置を設置している室内等において、陰圧室としての機能を有するようにするためにダクト工事が必要である場合は、同工事の実施は必須であること。

また、市町村（補助実施主体）においては、事業実績報告書にダクト工事が実施されていることが確認できる写真を添付させるなどして、陰圧室としての機能を有していることを確認すること。

2 予備部品の購入費等について

当メニューの対象経費については、「備品購入費、工事費又は工事請負費」としており、予備部品の購入費等（例えば交換用（予備）のフィルター、テントの予備のビニール部分、保守費用）は、補助の対象とはならないこと。

担 当 施設グループ（松永）

電 話 052-954-6287

メール korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp